

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年7月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和3年5月23日 13時10分ごろ
発生場所	山口県萩市相島北方沖 萩相島灯台から真方位025° 400m付近 （概位 北緯34° 31.2′ 東経131° 16.7′）
インシデントの概要	プレジャーボートさすけ丸は、航行中、燃料不足で主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年7月15日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート さすけ丸、2.98トン
船舶番号、船舶所有者等	291-38693山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人4人を乗せ、100ℓ容量の燃料タンクに50ℓの燃料を搭載して漁港を出航した。</p> <p>本船は、相島南南東方沖の鯖島周辺で釣りを行ったものの、釣果がなかったので、相島南方沖の釣り場に移動した後、相島南方沖から東方沖に移動し、その後、相島の周りを時計回りで移動しながら釣りをを行い、相島北方沖を航行していたところ、徐々に速力が落ちて主機が停止した。</p> <p>船長は、燃料タンクの燃料がなくなっていることを認めた後、予備の燃料タンクを確認したところ、空の状態であることに気付き、危険を感じて118番通報を行い、本船は、来援した巡視艇により漁港へえい航された。</p> <p>船長は、ふだん相島沖に直接向かって1か所の釣り場で釣りをしており、これまで相島沖の釣り場までの往復の航海では燃料タンク半分の燃料で十分に足りていた。</p> <p>船長は、ふだんと同じ釣り場までの往復であれば航行可能であると思いき、燃料タンク半分の燃料で出航したものの、途中で他の釣り場に寄り、ふだんと同じ相島沖の釣り場でも移動を行った上、釣り場では主機の始動と停止を繰り返したため、予想以上に燃料を消費してしまったと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、予備の燃料タンクには燃料が入っていると思いき、出航前に</p>

	予備の燃料タンクの確認を行っていなかった。
<b>分析</b>	<p>本船は、出航前に予備の燃料タンクの確認が行われていない中、船長がふだんと同じ釣り場までの往復であれば航行可能であると思い、燃料タンク半分の燃料で出航し、ふだんとは異なる航行形態となったことから、予想以上に燃料を消費し、燃料タンクが空になって主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、途中で他の釣り場に寄り、ふだんと同じ釣り場で移動を行った上、釣り場では主機の始動と停止を繰り返したことから、ふだんとは異なる航行形態となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、出航前に予備の燃料タンクの確認が行われていない中、船長がふだんと同じ釣り場までの往復であれば航行可能であると思い、燃料タンク半分の燃料で出航し、ふだんとは異なる航行形態となったため、予想以上に燃料を消費し、燃料タンクが空になって主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、出航する際には十分な燃料を搭載し、ふだんとは異なる航行形態となる場合には、予想以上に燃料を消費することに留意し、航行中は常に燃料の残量を把握すること。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、出航前に予備の燃料タンクの確認を行うこと。</li> </ul>